

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 発電用水利使用規則の一部改正
- ◇告示 土地改良区役員の変更及び就任  
土地の公用廃止  
国有財産の水路敷編入  
種畜の廃用  
炭を予防に関する移入禁止区域の指定  
土地の立入り、測量及び検査の実施
- ◇公告 二級建築士資格試験の合格者

## 規則

発電用水利使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十二号

発電用水利使用規則の一部を改正する規則

発電用水利使用規則（昭和二十六年九月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「理論馬力百馬力」を「理論水力百キロワット」に改める。

第十八条第四号中「公益事業委員会」を「通商産業大臣」に改める。

第一号様式第一第七号を削り、第八号を第七号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同様式第三各号列記以外の部分中「百馬力」を「百キロワット」に改め、第十号の十を次のように改める。

#### 十 発電力の計算書

「理論水力、発電力、年間発生電力量の計算を記載すること、なお左の算式によること」

ノ 理論水力（キロワット）＝ $9.8 \times \text{使用水量（毎秒立方メートル）} \times \text{有効落差（メートル）}$

ロ 発電力（キロワット）＝ $\text{理論水力（キロワット）} \times \text{水車発電機合成効率}$

第二号様式中「百馬力」を「百キロワット」に改める。  
第四号様式第一第七号を削り、第八号を第七号とし、  
以下順次一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年一月  
一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第四百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八  
条第十項の規定により、布勢桂見土地改良区から次のよ  
うに役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の名及び住所

理事	坂根 米治	鳥取市布勢
"	間崎 喜作	"
"	福田 源信	桂見

退任した役員の名及び住所

理事	坂根 米治	鳥取市布勢
"	間崎 喜作	"
"	福田 源信	桂見
"	福田 正治	"

昭和三十四年三月二十五日申請人において選任の結果  
四月一日就任、任期第一回総会まで

就任した役員の名及び住所

理事	間崎 喜作	鳥取市布勢
"	福田 源信	桂見
"	福田 正治	"
"	中嶋善太郎	布勢
"	徳田 幸吉	桂見
"	森本 政夫	布勢
"	北脇 寿夫	桂見

鳥取県告示第四百三十五号

次の土地は、昭和三十四年八月十一日からその公用を  
廃止した。

昭和三十四年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 場所	倉吉市岡田字西倉吉一七ノ一三南側
二 地目	水路敷
三 面積	九坪四合六勺

昭和三十四年五月十六日第一回総会において総選挙の  
結果当選し、五月二十四日就任、任期二年。

"	中嶋 安男	布勢
"	中谷 晋	桂見
"	中嶋 峰藏	布勢
監事	福田 定夫	桂見
"	坂根 米治	布勢
"	福田喜一郎	桂見
"	竹中 源藏	布勢

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第四百三十六号

次の土地を昭和三十四年八月十二日から建設省所管国  
有財産の水路敷に編入した。

昭和三十四年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 場所 倉吉市岡田字西倉吉一七ノ一二
  - 二 地目 宅地
  - 三 面積 一三坪八合六勺
- 関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第四百三十七号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十四年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 種畜証明書  
番号 昭三四鳥取  
第四三号
- | 名前      | 種類 | 飼養者住所氏名            |
|---------|----|--------------------|
| 牧田 黒毛和種 |    | 鳥取県倉吉市上古川<br>安藤 修一 |

鳥取県告示第四百三十八号

炭を予防に関する規則（昭和三十年一月鳥取県規則第  
四号）第一条の規定による移入を禁止する区域として広  
島県広島市を指定する。

昭和三十四年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年六月法律第九十五号）第  
百十八条の規定により、次のとおり土地に立ち入り、測  
量及び検査を実施する。

昭和三十四年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 立入の目的 小鴨川用水改良事業全体実施設計
- 二 立入の場所 倉吉市生竹、耳、中田、福山、石塚、  
上古川
- 三 立入の期日 昭和三十四年八月十七日から  
昭和三十五年三月三十一日まで

公 告

昭和三十四年六月に実施した二級建築士資格試験の合  
格者は、次のとおりである。

昭和三十四年八月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年二級建築士資格試験合格者

一 合格者

受験番号	氏 名
い 一	中尾 高男
い 五	河村孝太郎
い 一六	丸山 隆智
い 一七	西村 禎泰
い 二一	池内 利夫
い 二四	永美 正
い 二六	高谷 久男
い 二九	坂本 直実
は 六	米田 宗年
は 九	渋谷 春敏

二 科目合格者

（一）四科目合格者

受験番号	氏 名
は 一一	小谷良太郎
に 三	竹田 孝昭
に 七	高田滋之助
に 九	茅野 茂雄
い 四	山下 茂
い 一一	羽根 克郎
い 二八	高橋 岩男
い 三二	中尾 淑一
い 三九	山根万寿男
ろ 三	藤原 泉
ろ 七	川原 淳一
に 一	赤木 延幸
に 二	広瀬 忠良
に 一〇	茅野 恒治
に 一一	藤井 良

